

～「いいアルバイト」? 名義貸しの代償は、後で高くつきますよ!～

相談事例

インターネットで、「楽に儲かるアルバイト」という書き込みを見た。「携帯電話を購入するのに自分の名前を貸すだけ、通話料はバイト先の業者が払うので自分への請求はない、1台につき5千円の収入になる」というものだった。申込みをして、業者の人と一緒に携帯電話ショップに行き、携帯電話を2台契約してその人に渡した。「バイト代は後日振り込まれる」と言われてその場は別れたが、いつまでたっても振込はなく、連絡も取れなくなっただけで、高額な通話料請求がきた。約束が違おうし、自分は使っていないから支払いたくないと携帯電話会社に申し入れたが、通話料は名義人が支払うものだと言われた。解約したいのなら、さらに1台につき約7万円の解約料も必要だと言われた。どうしたらよいか。

お答えします

携帯電話の「名義貸し」のアルバイトはやってはいけません。「簡単なアルバイト」「迷惑はかかりません」など、募集広告の甘い言葉を鵜呑みにしてはいけません。

相談者に「名義貸し」の意識がなかったとしても、料金は名義人に請求されます。料金プランによっては、解約料を支払う必要があります。

料金を支払わず、解約もせず放置すると、携帯電話は契約会社により強制解約され利用停止になります。しかし、名義人は不払者として登録され、元々自分が使っている携帯電話が使えなくなったり、新たな契約ができなくなったりします。そして、いずれにしても名義を貸した利用料金は支払うしかありません。その携帯電話が違法行為に使われていた場合、契約者本人に責任が問われることもあります。

このような他人の名義で契約された携帯電話は「飛ばし携帯」といわれ、インターネットの掲示板などで売買もされています。「飛ばし携帯」は、振り込め詐欺やヤミ金融業者による請求、迷惑メールの送信などの違法行為・迷惑行為に使われることもあるのです。

困ったことや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問合せください。

企画財政課のお知らせ

サイド・バイ・サイド

無料・秘密厳守

その悩み
ひとりで抱え込まないで
話してみませんか

「女性相談」から「女性相談・育児相談」 に変わりました

去年まで月2回実施されていた女性相談を週2回(水・土)開設し、育児や保育についての悩みにも対応します。予約は企画財政課 ☎991-1815

【面接相談】 毎週水・土 午後1時～4時(託児所あり)
☎991-1825
(毎週水・土 午後1時～4時)

Q & A

Q どんなことでも相談していいの?

A 子育てや家族間の悩み、人づきあいのストレス、離婚、裁判所や弁護士手続き、生活の心配、DV(夫やパートナーからの暴力)セクシャル・ハラスメント…様々な相談をお受けしています。

Q 相談してもうまくいかず、不安です

A 相談した後、うまく行かなかったらまた、一緒に考えましょう。相談員がサポートします。あなたはきっとできます。

Q 相談では何をしてくれるの?

A 専門の女性相談員がお話をよく伺いながら、気持ちの整理をお手伝いします。また、法律手続き・福祉サービス・子育て・医療情報などもお伝えし、解決方法を一緒に考えます。必要に応じて、専門機関へもおつなぎします。

Q 自分の名前を言わなくてもいいの?

A はい。結構です。予約の時は予約用の名前を使ってください。相談中、話したくないことを無理にお聞きすることもありません。

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。

◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください

◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



みなにたいち
神谷大智くん

[H20.1.26]

コメント

いつも元気!!

【俊行・敦子】
(大字金杉)



たかだたいせい
高田大晟くん

[H19.10.18]

コメント

元気に育ってね!

パパ・ママの宝です
【通成・ひろ子】
(ゆめみ野5丁目)